

## 1. 第3次枚方市健康増進計画・第2次枚方市歯科口腔保健計画の概要(案)

- 次期計画の概要は以下のとおりです。

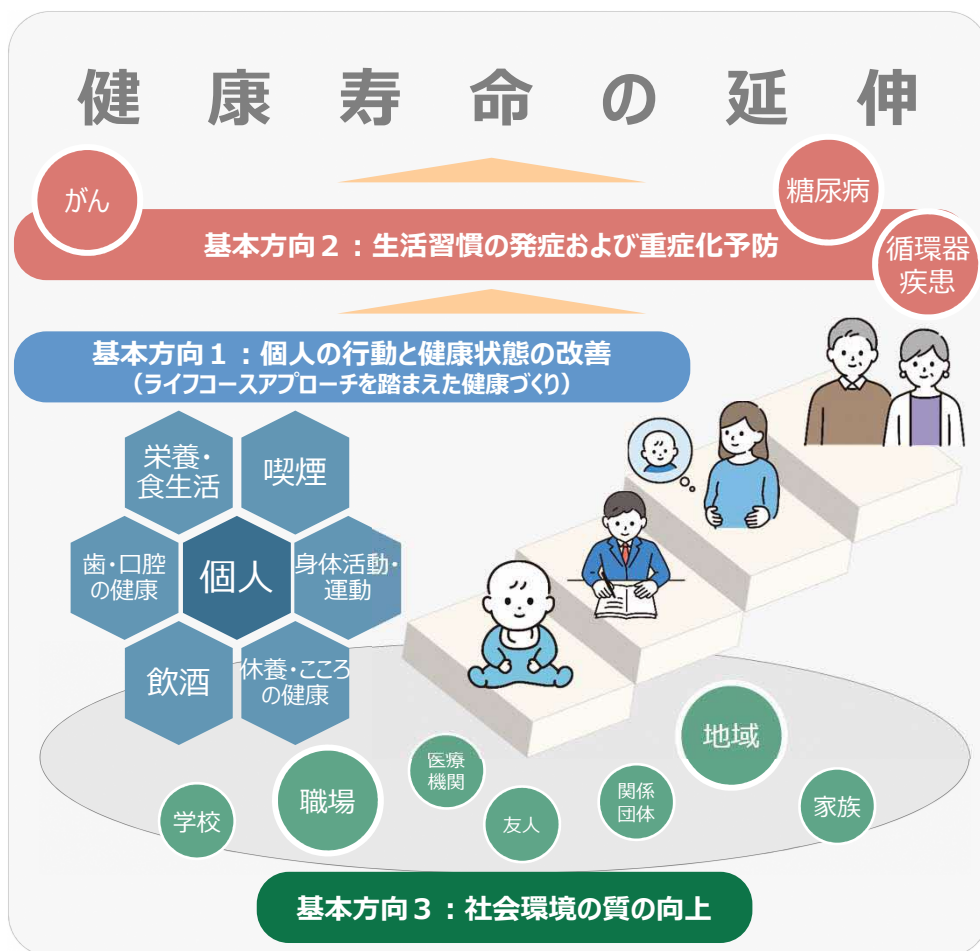
## 次期計画の概要

第3次健康増進計画の概要		第2次歯科口腔保健計画の概要
健康増進法	根拠法 (関連法)	歯科口腔保健の推進に関する法律
健康日本21(第3次)	国計画	第2次歯科口腔保健の推進に関する基本的事項
市民一人ひとりが自己の健康について関心を持ち、行動を起こすことができるようサポートするとともに、健やかで心豊かな生活ができる社会環境づくりに取り組み、健康医療都市にふさわしい、いつまでも健康でいきいきと暮らすことができるまち「健康医療都市ひらかた」の実現を目指します。	計画の目的 (現行計画)	生涯自分の歯で食べて味わい、元気でいきいきとした人生を送ることができるよう、市民の歯と口腔の健康づくりを推進して、う蝕・歯周病の予防、口腔機能の育成・維持向上に取り組み健康寿命の延伸を図ります。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画期間：2024(R6)年度～2035(R17)年度(12年間) <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 中間評価：2029(R11)年度</li> <li>➢ 最終評価：2035(R17)年度</li> </ul> </li> </ul>	スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画期間：2024(R6)年度～2035(R17)年度(12年間) <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 中間評価：2029(R11)年度</li> <li>➢ 最終評価：2035(R17)年度</li> </ul> </li> </ul>

## 2. 第3次健康増進計画の基本方向（案）

- 第3次健康増進計画では、“個人の行動と健康状態の改善（ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり）”“生活習慣病の発症及び重症化予防”“社会環境の質の向上”を基本方向として定め、“健康寿命の延伸”を目指します。

### 基本方向の概要



### 1. 個人の行動と健康状態の改善（ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり）

社会がより多様化することや、人生100年時代が本格的に到来することを踏まえ、食生活や運動、休養などの健康づくりについて、性差や年齢、ライフコース(女性、子ども、青壮年期、高齢期等)を加味した取組を進めます。

### 2. 生活習慣病の発症および重症化予防

健康寿命の延伸のために、各種がん検診等の受診を促し、生活習慣病の早期発見・早期治療の機会を提供するとともに、高血圧などの循環器疾患や糖尿病などによる重大な合併症の発症や症状の進展等の重症化予防を図ります。

### 3. 社会環境の質の向上

一人ひとりの健康は、地域や職場等の社会環境の影響を受けること、地域のつながりが健康にプラスに影響することなどから、社会全体として市民の健康を支え守る環境づくりに努めていくことが重要です。  
一人ひとりの健康づくりへの取組に加え、社会全体の連携を強め、個人の健康づくりを社会から支えます。

### 3. 第2次歯科口腔保健計画の基本方向（案）

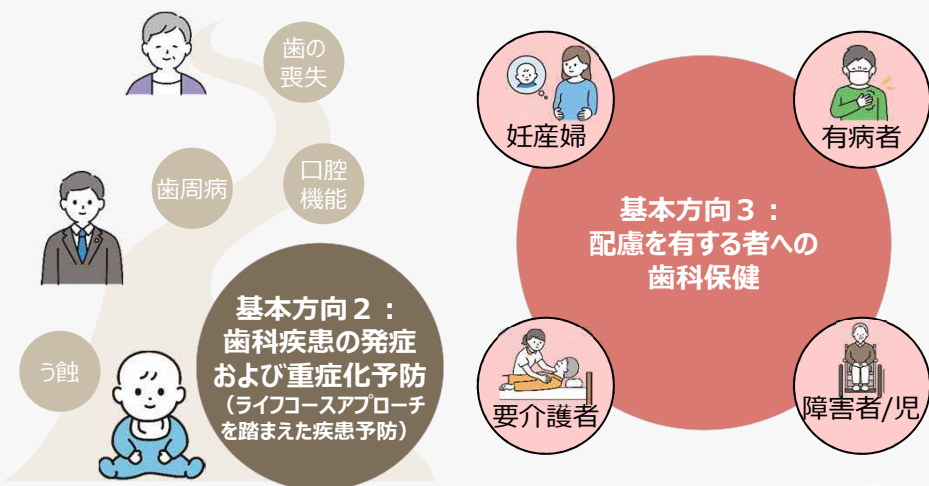
- 第2次歯科口腔保健計画では、“歯・口腔の健康維持および生涯を通じた歯科口腔保健の達成”“歯科疾患の発症および重症化予防（ライフコースアプローチを踏まえた疾患予防）”“配慮を有する者に対する歯科保健”“社会環境の質の向上”を基本方向として定め、“8020の実現”さらには“健康寿命の延伸”を目指します。

#### 基本方向の概要

## 健康寿命の延伸

8020の実現

### 基本方向1：歯・口腔の健康維持および生涯を通じた歯科口腔保健の達成



職場

関係  
団体

学校

### 基本方向4：社会環境の質の向上

友人

医療  
機関

地域

### 1. 歯・口腔の健康維持および生涯を通じた 歯科口腔保健の達成

8020を実現するためには、高齢者の健康を支えるだけでなく、乳幼児期から高齢期に至るまで、生涯を経時的に捉えたライフコースアプローチにより歯と口腔の健康づくりの取組を進めます。

### 2. 歯科疾患の発症および重症化予防（ライフ コースアプローチを踏まえた疾患予防）

歯の喪失の主な原因であるう蝕、歯周病等の歯科疾患の発症予防に努めるとともに、未処置歯等に対する治療を促し、歯科疾患の重症化予防にも取り組みます。

### 3. 配慮を有する者への歯科保健

妊産婦や障害者(児)、要介護者など定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対しては、その状況に応じて、歯科疾患の予防や口腔機能の獲得・維持・向上等に資する歯科保健の推進を図ります。

### 4. 社会環境の質の向上

誰ひとり取り残さないユニバーサルな歯科口腔保健を推進するためには、社会全体として歯・口腔の健康づくりの支援を行うための環境整備が必要です。企業や民間団体といった多様な主体が自発的に歯と口腔の健康づくりに取り組む社会環境づくりに努めます。